

前市長の資産を公開します

前橋市長の資産等の公開に関する条例の規定により、前市長の所得等報告書を次のとおり閲覧に供することとします。

- 日時 令和6年5月13日（月） 午前8時30分から
- 場所 情報公開コーナー（市役所2階）
- 内容 (1) 所得等報告書は、前市長が令和5年1月1日から同年12月31日までの間に得た所得等について記載されています。
(2) 資産等補充報告書は、前市長が令和5年12月31日の時点で報告対象となる資産を新たに取得していないため、作成されていません。
(3) 関連会社等報告書は、市長が令和6年4月1日現在で報酬を得て役員等に就いている団体等がある場合に名称等を記載することとなっており、同日現在で役員等に就いている団体等がないため、作成されていません。
- 備考 (1) 報告書等の閲覧は、どなたでもできます。
(2) 閲覧可能な時間は、土日祝日及び年末年始を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までです。
(3) 市長の資産公開の制度については行政管理課に、報告書等の記載内容については秘書広報課秘書係にお問い合わせください。

本件に関するお問い合わせ先

行政管理課文書法規係

電話 内線 / 3533
直通 / 027-898-6533